

社員対象に『製造設備の検査』に係る育成指導を実施！！

検査の方法や設備の設計上の要点について学び、技能向上を図ります。

定期自主検査の方法及び結果

注) 朱書部は、定期自主検査を保安検査の事前検査として行う場合に実施する。

条項号	検査項目	検査の方法	結果	備考
第6条 第1項 第1号	境界線及び警戒標	①事業所敷地境界がフェンス、柵、地盤面へのペイント等により全て明示されていることを目視確認する。 ②当該柵、フェンス等に大きな破損等がないことを目視確認する。 ③事業所外部から見やすい箇所に設置された警戒標に破損、汚れ等がないことを目視確認する。		
第2号 第3号	第一種設備距離及び第二種設備距離及び設備距離短縮条件	①貯蔵設備及び処理設備が、保安物件に対して設備距離を有していることを、巻尺等で距離測定により確認する。 ※前回保安検査以降、製造施設の位置及び保安物件の設置状況に変更が無いことを記録により確認でも可とする。 ②距離緩和の為に障壁がある場合は、外観等状況を目視確認する。 ③保安距離緩和の為に設置された防火上及び消火上有効な措置がある場合は、第一種の防火設備の点検確認する。		対象施設から最も近い第1種保安物件とその距離 (スーパーオートバックス 130m) 対象施設から最も近い第2種保安物件とその距離 (日産 100m)



高圧ガス保安法に基づき製造設備の定期検査を実施しました。

- ・ 高圧ガス設備の耐圧試験、気密試験
- ・ 耐震設計構造や強度、防火設備 など設備が適切に管理され、安全かつ安心であることを、点検や検査で証明します。

社員による安全管理が第一です！！